

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県知事から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十二月三日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザー測量）
- 二 測量の地域 奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、葛城市、生駒郡三郷町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡三宅町及び田原本町、高市郡明日香村並びに北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町及び河合町
- 三 測量の期間 令和六年十一月二十日から令和七年三月十四日まで